

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 8 月 2 日（金）第 537 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 生産事業者の登録（森林経営課取扱い） 1  
 ○保安林の指定予定の通知（森づくり推進課取扱い） 1  
 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援  
 医療機関の指定の更新（3件）（障害福祉課取扱い） 2  
 ○公共測量の終了（監理課取扱い） 3  
 ○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課取扱い） 3  
 ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（大隅地域振興局取扱い） 3

## 告 示

## 鹿児島県告示第575号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者として登録した。

令和 6 年 8 月 2 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	生産事業者の名称及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
第5426号	有限会社村岡産業 薩摩川内市入来町浦之名 442番地	種穂の採取 幼苗の育成	有限会社村岡産業 薩摩川内市入来町浦之名 442番地

## 鹿児島県告示第576号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 6 年 8 月 2 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 保安林予定森林の所在場所  
志布志市有明町伊崎田字社ケ段4186番4，4186番20，4187番，4189番，4189番1，4189番3，4190番1から4190番3まで，4191番，4191番1，4191番8，4192番から4194番まで，4194番1，4194番2，4195番，4196番1，4196番3，4196番7，字大迫4223番3から4223番6まで，4223番10，4223番15，4225番3
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は，定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鹿児島県告示第577号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 6 年 8 月 2 日

鹿児島県知事 塩田康一

病院 又は 診療所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
高橋眼科医院	指宿市湊一丁目11番45号	令和 6 年 8 月 1 日	育成医療・更 生医療
菊野病院	南九州市川辺町平山3815番地	令和 6 年 8 月 1 日	育成医療・更 生医療
南洲整形外科病院	いちき串木野市別府3994番地 5	令和 6 年 8 月 1 日	育成医療・更 生医療
出水総合医療センター	出水市明神町520	令和 6 年 8 月 1 日	育成医療・更 生医療
伊東クリニック	鹿屋市札元二丁目3773番地	令和 6 年 8 月 1 日	育成医療・更 生医療

#### 鹿児島県告示第578号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 6 年 8 月 2 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
イブスキ薬局	指宿市大牟礼 1 - 1 - 16	令和 6 年 8 月 1 日	育成医療・更 生医療
しんまち薬局	南九州市川辺町田部田3968番 地 1	令和 6 年 8 月 1 日	育成医療・更 生医療
アクア薬局	いちき串木野市京町42番地 3	令和 6 年 8 月 1 日	育成医療・更 生医療
みやび薬局市来店	いちき串木野市大里3910- 6	令和 6 年 8 月 1 日	育成医療・更 生医療
ぎんざ薬局	薩摩郡さつま町広瀬668- 3	令和 6 年 8 月 1 日	育成医療・更 生医療
さわやか薬局	始良市平松2841番 1	令和 6 年 8 月 1 日	育成医療・更 生医療

#### 鹿児島県告示第579号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 6 年 8 月 2 日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者, 指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
合同会社ケアサークル長島	出水郡長島町指江82番地13	ナガシマ訪問看護ステーション	出水郡長島町指江82番地13	令和6年8月1日	育成医療・更生医療

**鹿児島県告示第580号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、始良・伊佐地域振興局長から令和5年11月6日鹿児島県告示第811号で告示した公共測量の実施は、令和6年3月26日終了した旨の通知があった。

令和6年8月2日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県告示第581号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

令和6年8月2日

鹿児島県知事 塩田康一

区域の名称	区	域
加治屋2地区	次に掲げる標柱の1号から14号までを順次直線で結んだ線、同標柱の14号と15号を南さつま市道川畑花瀬線に沿って結んだ線、同標柱の15号と16号を直線で結んだ線及び同標柱の1号と16号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域	
	標柱	標柱の所在地
	1号	南さつま市加世田川畑字下堀12636番1
	2号	南さつま市加世田川畑字下堀12623番
	3号	南さつま市加世田川畑字下堀12622番
	4号	南さつま市加世田川畑字下堀12621番
	5号	南さつま市加世田川畑字下堀12618番
	6号	南さつま市加世田川畑字桑原野12644番2
	7号 8号	南さつま市加世田川畑字桑原野12642番1
	9号	南さつま市加世田川畑字桑原野12653番
	10号	南さつま市加世田川畑字桑原野12642番2
	11号	南さつま市加世田川畑字桑原野12687番1
	12号	南さつま市加世田川畑字桑原野12689番2
	13号	南さつま市加世田川畑字鎮守前12695番2
	14号	南さつま市加世田川畑字鎮守前12749番1
	15号	南さつま市加世田川畑字岩下12798番1
	16号	南さつま市加世田川畑字下堀12639番1

**大隅地域振興局告示第28号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和6年8月2日

大隅地域振興局長 永野義人

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
通所支援事業所 ここカラ	曾於市末吉町二 之方6387-1	株式会社T&K	始良市西餅田 2018番地2	岡井 貴宏	令和6年 7月1日	児童発達 支援